

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20221219	ツーリスト・トップジャパン 株式会社 (1180001020136)代表 者山口直樹	愛知県豊川市赤坂町関川 37	バスベル観光 営業所	愛知県豊川市赤坂町関川 37	文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第28条の2第 1項	令和4年11月16日、監査方針に基づき、監査 を実施。1件の違反が認められた。(1)運行指 示書の記載事項等不備(旅客自動車運送事業 運輸規則第28条の2第1項)	2	0